

平成 28 年

陳 情 事 項
★印が想談の重点項目
【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。
1. 安心できる介護保障について
★ (1) 介護保険料・利用料について
①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。 保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。
②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。
(2) 介護保険利用の際の手続き
★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。
②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。
★ (3) 基盤整備について
①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
(4) 総合事業について

回 答
① 介護保険料は介護保険法において、国、県、市などの負担割合が決まっており、介護保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れについては、制度の趣旨からも認められないため考えていません。なお、第 6 期の介護保険料は、基金を取り崩すことにより保険料の上昇を抑えております。また、低所得者への負担を軽減するため、保険料段階を国基準より多く設定したり、昨年度から新たに公費を投入したりし応能負担を図っております
② 保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。また、利用料についても、高額介護サービス費等の制度により実施しているため、独自での減免制度については考えていません。
③ 資産要件などによって補足給付の対象外となった方が、一律に措置制度に該当するとは考えておりません。補足給付と措置制度は全く別の制度なので、それぞれの要件に基づき運用していきます。
① 相談があった場合は、受付時に相談の目的や希望するサービスを聴き取るなど、一律に基本チェックリストで振り分けるのではなく、相談者の意向を確認しながら適切な振り分けができるよう努めます。総合事業のみを希望する方に対しては、基本チェックリストによる判定で、迅速なサービスの提供に努めます。
② ケアマネジメントについては、現行同様、居宅介護支援事業への委託は可能と考えております。委託料については、近隣市町の状況等を勘案して、現行額を上限として検討中です。
① 大規模な特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。小規模多機能型居宅介護事業所については、既に 1 カ所開所し、さらに平成 28 年 10 月に 1 カ所開所予定で、それにより、需要と供給のバランスはある程度図られると考えています。

陳 情 事 項
①総合事業移行にあたって
★ア. 総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるよう以し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
ウ. 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。
②サービスの提供について
ア. サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。
(5) 高齢者福祉施策の充実にむけ
①宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
②住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。
★(6) 障害者控除の認定について
①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。
2. 国保の改善について
★①保険料（税）は減免制度を拡充する等で扱える保険料（税）に引き下げてください。
★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当

回 答
ア 総合事業移行後も、現行相当サービスは一定期間継続する予定です。期間については、実態等を十分把握し、既存のサービスに加え、多様なサービスの充実状況を見ながら検討していきます。
イ 国のガイドラインに沿い、関係団体と協議し、地域に適したサービスを構築していきます。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、適切に保険料を利用し、無駄なく有効に活用できる支援を推進します
ウ その方向で検討中です。
ア 平成29年4月の事業開始に向けて、利用者の実態やニーズとサービス提供者の状況を十分把握して、十分なサービスの提供ができるよう、総事業費や助成等検討していきます。
① 地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っている。助成額の増加は現在のところ考えていません。
② 住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ考えていません。
① 障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。
② 上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に交付しています。障がい者控除の周知には、努めています。
① 平成27、28年度に軽減対象の拡大を実施しました。保険税については、平成30年度から財政主体が県となり県から請求される納付金に応じた保険税率の検討を予定しています。
②

陳 情 事 項
面、一般会計による減免制度を実施してください。
★③資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
④保険料（税）を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低 6 カ月にしてください。
⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
3. 税の徴収、滞納問題への対応等
★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。
★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第 15 条（納税緩和措置）1) 納税の猶予、2) 換価の猶予、3) 滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。
4. 生活保護について
★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。
③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官 O B の生活保護申請窓口等への配置はやめてください。
④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。
★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

回 答

持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、子ども医療制度で負担軽減を実施しています。
③
資格証明書の発行はしておりません。
④
保険税を払えない加入者には、生活実態の把握をし、分納等にて完納できるようにするための納付相談の機会を得るために短期保険証の発行をしています。 また、納税誠意の見られない滞納者に対しては、厳正に対応しています。
⑤
国の基準に基づいて取扱要綱を定めています。国民健康保険証の納税通知書に同封し、加入者への周知をしています。
①
国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。
②
一括納付が困難な納税者には、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、納税しやすい環境を作るとともに、状況に応じて滞納処分の停止等の措置を講じております。
①
生活保護の相談・申請については厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていることから、その実態やニーズ等を伺い、制度の趣旨を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しています。
②
国の基準ではケースワーカー 1 人につき保護受給世帯が 80 世帯までとされていますが、当市において、平成 28 年 4 月 1 日現在、64 世帯となっており、十分なケースワークが出来ていると考えています。
③
当市において、警察官 O B の採用はしております。また、採用予定もございません。
④
今年度から社会福祉協議会に委託をしていますが、支援調整会議を毎月行い、それ以外にも適宜連絡を取り合って対応しています。なお、今年度は 7 月末現在で 25 件の相談があり、そのうち 2 件が生活保護を受給することになっています。
⑤

陳 情 事 項
⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書（ポルトガル語やタガログ語）を整備してください。
5. 福祉医療制度について
★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。
★②子どもの医療費無料制度を 18 歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。
6. 子育て支援などについて
★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。
ア. 子どもの貧困率（等価可処分所得の中央値の 50% 以下の所得で暮らす相対的貧困の 18 歳未満の子どもの比率）を調査してください。
イ. 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。
ウ. 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPO などで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。
★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。
★③児童福祉法第 24 条 1 項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0 歳から 6 歳まで通える認可保育園を増やしてください。

回 答
当市においては、冬季加算引き下げの影響を受ける世帯はありません。また、夏季の冷房費相当の手当についても、近隣の自治体の動向を注視していきますが、現時点では新設する予定はありません。
⑥
昨年度は 139 件の相談のうち、外国籍世帯による相談が 3 世帯ありましたが、いずれも日本語の説明文書を理解することができており、外国語の説明文書を必要とするケースはありませんでした。
①
福祉医療制度は愛知県の制度に準じて実施しており、今後も継続して実施します。常滑市独自事業（県制度からの拡大）として、子ども医療、高齢者福祉医療、精神障がい者医療で助成を拡大実施しています。
②
平成 28 年 10 月より、小学校卒業まで全額助成に拡大と、中学生は、市内医療機関受診時の、自己負担 2/3 を現物給付に拡充します。
③
平成 28 年 10 月より、精神障害者保健福祉手帳 1, 2 級所持者について、通院医療費助成を全ての疾患に拡大します。
ア
平成 28 年 12 月に「愛知子ども調査」が実施されるため、その結果を見て検討を進めます。
イ
就学援助の対象者は、生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯としています。
ウ
年度途中で申請できることについても周知に努めます。
ウ
今年度より中学生を対象にした自主形式の無料塾「地域未来塾」を開設します。
②
小中学校の給食費について無償化は考えておりません。
③
設置者や事業者は「常滑市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を守り事業運営をするため、施設形態の違いにより受ける保育に格差が生じることはないと考えております。また、認可保育所の増設について、現在、「常滑市子ども・子育て支援事業計画」では予定しておりませんが、次の計画策定の中で必要を検討します。

陳 情 事 項
④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の待遇改善を直ちに実施してください。
⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。
⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。
7. 障害者・児施策の拡充について
①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。
②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。
③障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。
★④40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
ア. 65 歳到達前に障害者本人の利用（意向状況）聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。
イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。
⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答
④ 国の基準及び県条例に沿って実施します。
⑤ 学期ごとのアンケートや教育相談を実施し、児童虐待、いじめの未然防止早期発見に今後もつとめます。市スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカーなど、積極的に活用し、こどもたちが落ちついて生活できる学校環境作り、関係機関との連携に今後も努めます。
⑥ 子育て・ひとり親世帯への家賃補助等の支援の予定はありません。
① 平成 28 年 1 月から新たにグループホームが開所し、これで市内のグループホームの数は 6 つとなりました。また、通所施設は 4 か所あります。入所施設は市内にはありませんが、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し支援に努めます。
② 移動支援は、余暇活動等社会参加を目的とする事業であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は他対象としておりません。
③ 障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないように講じられております。
ア 介護保険サービスに相当する障害福祉サービスを利用している方で、65 歳到達前に制度説明について、文書で送付しています。
イ 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、一方的に障害福祉サービスの打ち切りは行っておりません。介護保険サービスの利用が決まるまでは、障害福祉サービスを利用してもらっております。
⑤ 入院中のヘルパー派遣については、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきと考えておりますので、支給決定はしておりません。
⑥ 相談支援事業については、市社会福祉協議会に委託し実施しております。これまでの職員数は 2 人でしたが、3 人に増加しました。今後も基本相談や計画相談を通じ必要な情報提供や助言等を行い、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくように支援に努めます。

陳 情 事 項
★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。
8. 予防接種について
①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。
★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。
【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。
1. 国に対する意見書・要望書
①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。
②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。
⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。
2. 愛知県に対する意見書・要望書
(1) 福祉医療制度について
①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回 答
⑦
職員の配置及び報酬単価については、国が定める基準に基づき行っております。
また、愛知県の補助金を受け、当市では障がい者が通所施設の閉所日にグループホームにおいて過ごされた場合、そのグループホームに対し支援費を支給しております。
①
現在のところ助成は考えておりません。国、他市町の動向を注視していきます。
②
現在のところ、増額は考えておりません。他市町の動向を注視していきます。
1. 2.
陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。